令和元年度伊勢原市総合教育会議　次第

日時：令和２年１月２９日（水）
　　午後２時から
場所：市役所　３階議会全員協議会室

１　開　　会

２　あいさつ

３　協議事項

（１）学校における働き方改革について　　【資料１～３】

（２）子どもたちの言語能力の向上について【資料４】

４　閉　　会

伊勢原市総合教育会議構成員

職	氏　　名
市　長	たかやま　まつたろう 髙山　松太郎
教育長	きたい　ひでお 鍛代　英雄
教育長職務代理者	わたなべ　まさみ 渡辺　正美
教育委員	ながい　たけよし 永井　武義
教育委員	しげた　えみこ 重田　恵美子
教育委員	すがわら　じゅんこ 菅原　順子

資料
1

教員の働き方改革に向けた取組の基本方針

平成３１年３月

伊勢原市教育委員会

はじめに

我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童・生徒の状況を総合的に把握して指導を行っていますが、社会や経済の変化に伴い学校が抱える課題は、生徒指導上の課題や障害により特別な支援を要する児童・生徒の増加、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加等、より複雑化・多様化しています。

さらに、情報化やグローバル化といった社会の変化が、人間の予測を超えて進展するようになっており、子どもたちが社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自主的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められていることから、平成２９年３月に小・中学校の学習指導要領が改訂され、平成３２年度から順次、小・中学校において新学習指導要領が全面実施されます。新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、「カリキュラム・マネジメント」や「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められており、教材研究や学習評価の改善・充実が求められています。また、標準授業時間数についても、小学校中学年・高学年において年間３５単位時間増加することとされています。

一方、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請と相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、その状況は、平成２９年４月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査（平成２８年度）の集計（速報値）」や、本市が毎年実施している「超過勤務・休憩時間等についての実態調査」の結果により示されており、その解消が喫緊の課題となっています。

こうした中、平成３０年２月９日付けで文部科学省から「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が通知されました。

この通知では、各教育委員会に学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自ら専門性を高めるための研修の時間や児童生徒と向き合うための時間を十分確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるように必要な取組の徹底を求めております。

このため、伊勢原市教育委員会では、この通知及び平成３１年１月２５日に中央教育審議会が取りまとめた答申を踏まえて３月１８日付けで文部科学事務次官から発出された「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（通知）を踏まえて全ての教職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めるために、教員の働き方改革に向けた基本方針を策定しました。

今後は、この基本方針に基づいて教員の働き方改革のための取組を着実に進めていきます。

基本的な取組

１　教員の担うべき業務に専念できる環境づくり …… 1
２　部活動における負担軽減 …… 3
３　教職員の働き方の見直し …… 4
４　学校現場支援体制の強化 …… 6

1　教員の担うべき業務に専念できる環境づくり

現在教員が担っている業務について、教員の担うべき業務、専門スタッフや事務職員等と連携、分担する業務、地域の協力を積極的に得ながら行う業務、精選する業務を明確にしながら、必要な体制強化を進める。

(1) 教育相談・支援体制の拡充（教育委員会）

教育相談員による教育相談の実施やＳＳＷ（ｽｸｰﾙ･ｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ）に加えて、ＳＳＷコーディネーターを配置することにより学校支援体制を拡充し、様々な悩み、相談への早期対応を行う。

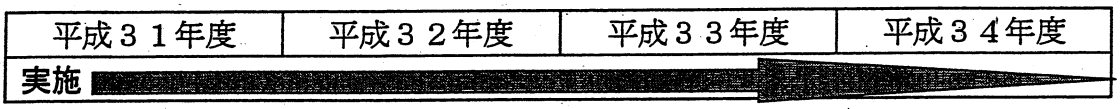

(2) 指導補助員・特別支援介助員の適正配置（教育委員会）

学級数の増加等に応じて指導補助員や特別支援介助員を増員することにより、児童・生徒の基本的生活習慣や学力の基礎、基本の定着など、きめ細やかなサポートの充実を図る。

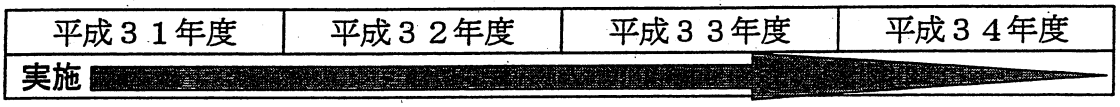

(3) 学校支援ボランティア等の活用推進（教育委員会・学校）

大学生、教員ＯＢ等の地域人材を活用し、学習支援スタッフとして配置を拡大する。

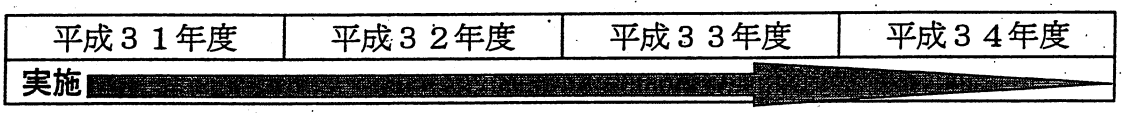

(4) スクール・サポート・スタッフの任用・派遣（教育委員会）

資料の印刷・配布、提出物等の整理、集金業務の補助、プリント等の採点など、学校運営、学校行事の作業を手伝うサポート・スタッフの任用・派遣を図る。

(5) 学校ＩＣＴ化の推進（教育委員会・学校）

学校のＩＣＴ化を推進し、効果的、効率的で分かりやすい授業展開と教材の共有化、事務処理の効率化を図る。

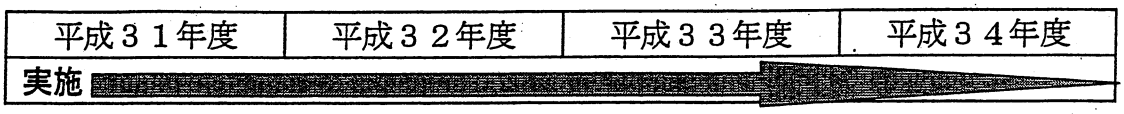

(6) **不登校対策の強化（教育委員会・学校）**

豊かな教育環境をいかして自立支援事業の充実を図り、不登校児童生徒の支援体制の強化を図る。

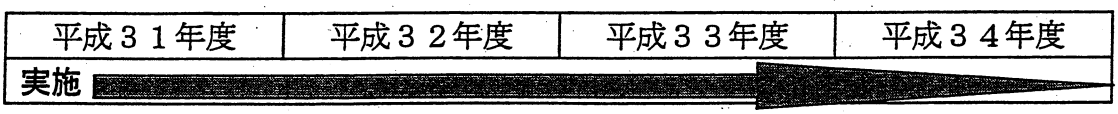

(7) **学校閉庁日の設定（教育委員会・学校）**

長期休業期間において一定期間の学校閉庁日を設け、教職員の健康増進等を図る。

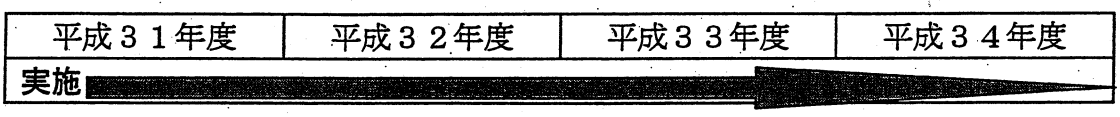

(8) **学校閉校時間の設定（教育委員会・学校）**

効率的な業務処理を図るため、学校ごとに学校閉校時間を設定し保護者等へ周知を図る。

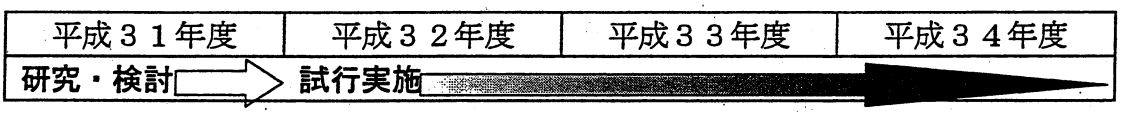

(9) **定時退校日の設定（教育委員会・学校）**

週に１回以上、学校ごとに定時に退校する日を設定し、ワークライフバランスの推進を図る。

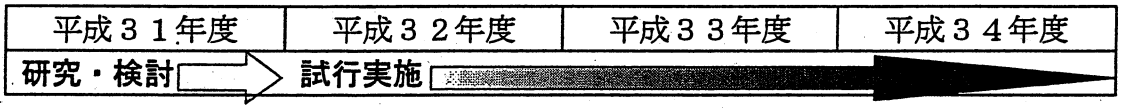

(10) **学校徴収金の公会計化（教育委員会）**

学校給食費等の学校徴収金の公会計化、一元管理を図る。

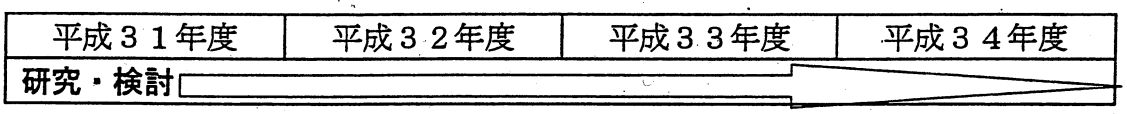

2　部活動における負担軽減

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感のかん養等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮した運営の工夫を図る。

(1) 部活動休養日の設定（学校）

「部活動の在り方に関する方針」に基づき、学期中は、原則として週２日以上の部活動休養日を学校ごとに適切に設定し、生徒の健康と安全に配慮する。

平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度
実施			

(2) 部活動指導協力者制度の運用（教育委員会）

部活動指導協力者の適正配置に向けた環境整備を進め、部活動支援体制の充実を図る。

平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度
実施			

3　教職員の働き方の見直し

教職員の働き方において、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるよう働き方の見直しを図る。

(1) 業務負担の平準化、標準化の推進（学校）

過度な偏りや負担がないよう、国が作成予定の学校や教師・事務職員等の標準職務モデルを参考にしつつ、校務分掌の平準化、標準化を図り、組織的な業務執行を推進する。また、現在、小学校において実施している教科担当制を引き続き実施する。

平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度
実施			

(2) 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用の推進（教育委員会・学校）

既存の行事、計画等の統廃合による見直し、集合研修の工夫、会議の回数縮減、資料の事前配布、終了時間の設定予告による効率的な会議運営などの一層の推進を図る。

平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度
実施			

(3) 勤務時間の適正把握（教育委員会・学校）

勤務時間を意識した業務改善に向けて、出退勤時間の客観的な実態把握を行うため、ＩＣカード、システムソフト等の導入を図る。

平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度
研究・検討 ⇨	試行実施	拡大実施	

(4) 学校事務の共同実施の推進（教育委員会・学校）

複数の学校事務を共同処理する体制の強化を図ることにより、事務職員の学校運営への参画、事務処理の効率化の推進を図る。

平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度
実施			

(5) ストレスチェック活用等による労働安全衛生の推進（教育委員会）

業務内容や業務量、服務などについて、教職員が不安に感じていることなどを相談しやすい雰囲気づくりの促進を図る。

平成３１年度	平成３２年度	平成３３年度	平成３４年度
実施			

(6) 業務改善方針の推進（教育委員会・学校）

学校と教育委員会が一体となって業務改善を進めるため、客観的な勤務時間の把握と分析とともに、本方針に基づく改善の進捗状況や改善策について確認、検証し、着実な取組の推進を図る。

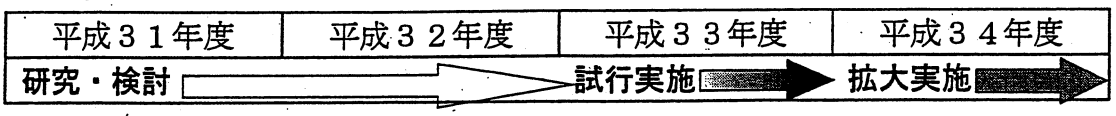

(7) 厚生スペースの充実（教育委員会・学校）

快適な職場環境づくりに向け、リラックスできる休養・休憩スペース環境の充実を図る。

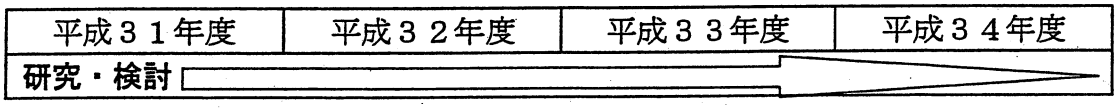

(8) 学校教職員互助会事業の充実（教育委員会・学校）

教職員の心身における健康を伸長するため、学校教職員互助会事業の充実を図る。

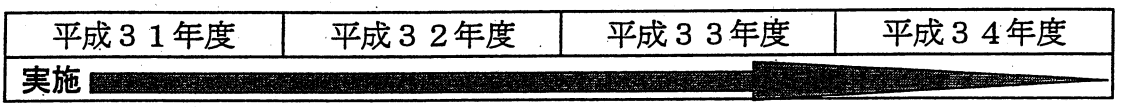

(9) 学校マネジメント研修の実施（教育委員会）

教職員のマネジメント能力を高め、業務改善や働き方を見直すための意識改革を進める体系的な研修会を実施する。

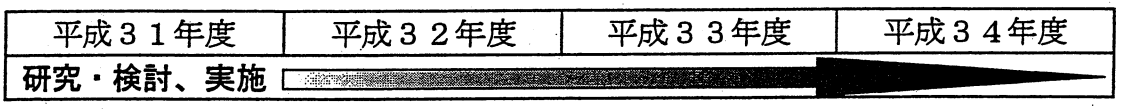

4　学校現場支援体制の強化

家庭や地域等を含めたすべての教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有し合いながら、それぞれの立場で取組を実行し、その効果が児童・生徒に行き渡るようにする。

(1) 教職員定数の改善に係る国・県への要望（教育委員会）

必要な教職員数を確保するため、教職員定数の改善について国・県に要望する。

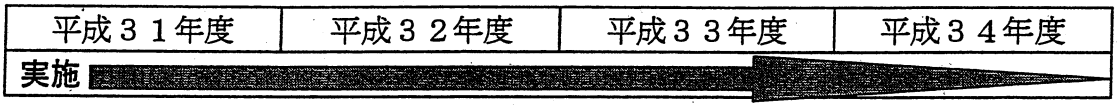

(2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の導入（教育委員会・学校）

保護者、地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進めるためのコミュニティ・スクールの導入を図る。

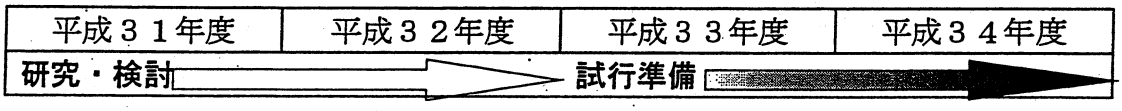

資料
2

市町村立学校勤務実態調査の調査結果について

平成30年2月

神奈川県教育委員会

1．調査概要

調査目的

市町村立学校教員の勤務実態について把握し、調査結果を踏まえて今後の勤務実態改善の取組につなげていく。

調査対象

(1) 対象校

指定都市を除く県内市町村立学校90校(小学校60校・中学校30校)

(2) 対象職員

対象校にフルタイムで勤務する校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭(臨時的任用職員及び再任用職員を含む。)

対象期間

平成29年11月から12月までのうち、対象校が指定した７日間

※　対象期間中の全ての日において休暇等を取得した者は対象職員から除いた
※　通常の勤務実態を把握できるようにするために、修学旅行や社会見学で終日学校行事、出張などの日や休暇等を取得した日(時間単位で取得した日も含む)は対象期間から除いた

2．調査内容

＜調査内容＞

対象職員の属性	性別、年齢、職種等
対象職員の勤務時間等	７日間の出勤時刻、退勤時刻及び休憩時間数
対象職員の業務内容等	７日間の出勤中の業務内容及び時間数(30分単位) ７日間の持ち帰り業務内容及び時間数

※　「持ち帰り業務」とは、本来、学校内において行うべき(行おうとした)業務を退勤後に自宅等で行った業務とした

3．業務分類①

	項目	具体的業務例
児童・生徒の指導に係る業務	朝の業務	朝打合せ、補習等の指導、ＳＨＲ、朝礼、出欠確認など
	授業(主担当)	主担当として行う授業、試験監督など
	授業(補助)	ティーム・ティーチングの補助的役割を担う授業など
	授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、課外学習の準備など
	学習指導	正規の授業時間以外の学習指導(補習指導、個別指導など)、質問への対応、水泳指導、宿題への対応など
	成績処理	成績処理にかかわる業務、試験問題作成、採点・評価、通知表記入、指導要録作成など
	生徒指導(集団)	給食・栄養・清掃指導、登下校・安全指導、健康・保健指導、全校集会・学年集会、避難訓練など
	生徒指導(個別)	個別の面談、進路指導・相談、生活相談、カウンセリング、課題を抱えた児童・生徒への支援など
	部活動	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、対外試合引率(引率の時間も含む)など
	生徒会指導	児童会・生徒会指導、委員会活動の指導など
	学校行事	修学旅行、遠足（社会見学）、体育祭、文化祭、発表会などの行事、学校行事の準備など
	学年・学級経営	学級活動(学活・ホームルーム)、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、教室環境整理など

3．業務分類②

	項目	具体的業務例
学校の運営に係る業務	学校経営	校務分掌に係る業務、初任者・教育実習生指導、安全点検・校内巡視、機器点検、校舎環境整理など
	職員会議・学年会などの会議	職員会議、学年会、教科会、成績会議、学校評議会等の校内の会議など
	個別の打合せ	生徒指導等に関する校内の個別の打合せ・情報交換など
	事務(調査への回答)	国、教育委員会等からの調査・統計への回答など
	会計処理	給食費や部活動費等に関する処理や徴収などの事務など
	事務(その他)	業務日誌作成、資料・文書(報告書等の学校運営にかかわる資料)の作成など ※　今回の調査の回答時間も含む。
	校内研修	校内研修、勉強会・研究会、授業見学など
外部対応	保護者・ＰＴＡ対応	保護者会、保護者面談や電話対応、保護者対応、家庭訪問、ＰＴＡ関連活動ボランティア対応など
	地域対応	町内会・地域住民への対応・会議、地域安全活動、地域行事への協力など
	行政・関係機関対応	行政・関係団体、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者の対応など
校外	校務としての研修	初任者研修、校務としての研修、出張を伴う研修など
	会議・打合せ(校外)	校外での会議・打合せ、出張を伴う会議など
その他	その他の校務	上記に分類できない校務(教科書事務等)、移動時間など

4．回答数

＜回答数＞

区　分	学校数	対象職員数	有効回答数 (有効回答率)
小　学　校	60校	1,538人	1,424人 (92.6%)
中　学　校	30校	864人	801人 (92.7%)
合　計	90校	2,402人	2,225人 (92.6%)

＜有効回答数の内訳＞

区　分	有効回答数	勤務日	週休日・休日
小　学　校	1,424人	7,120日	2,848日
中　学　校	801人	4,005日	1,602日
合　計	2,225人	11,125日	4,450日

5．回答者の属性①(男女比・職種構成)

・小学校においては女性、中学校においては男性の割合が高い。

＜小学校＞

(男女比)

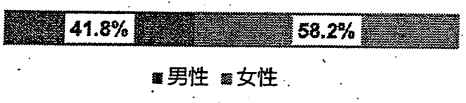

(職種構成)

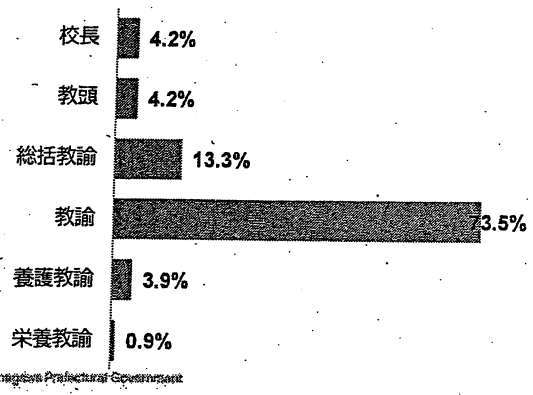

＜中学校＞

(男女比)

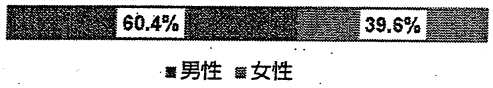

(職種構成)

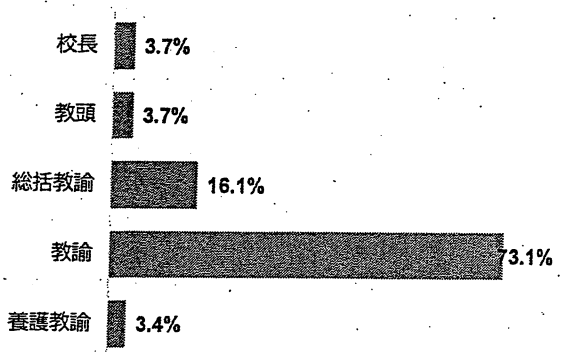

5．回答者の属性②(総括教諭・教諭の年齢構成)

- 60歳以下の年齢構成をみると、30歳以下の割合が高く、41～50歳の割合が低い。

＜小学校(総括教諭・教諭)＞

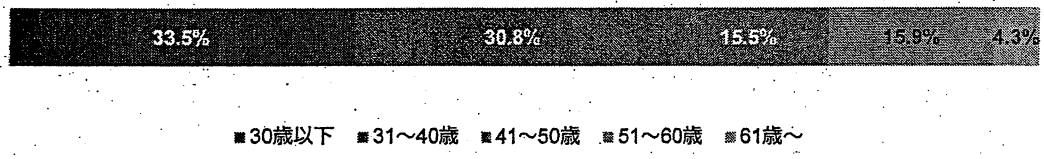

＜中学校(総括教諭・教諭)＞

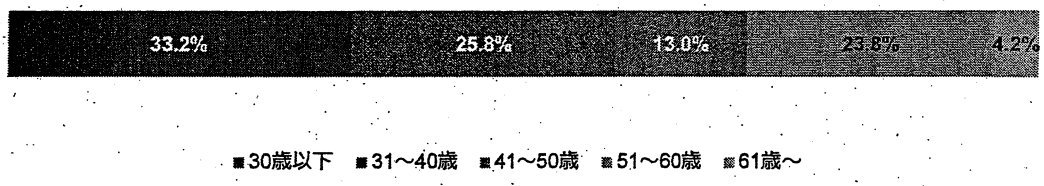

6．教員１人当たりの１日の平均学内勤務時間①(勤務日)

- いずれの校種、職種においても、超過分が１時間以上あった。特に、教頭及び中学校の総括教諭・教諭においては、超過分が３時間以上となっていた。

＜小学校＞

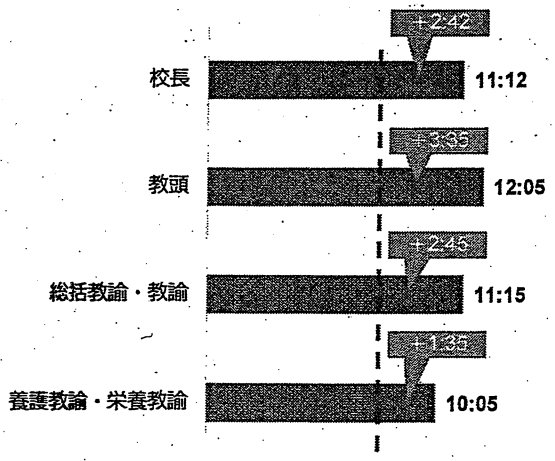

＜中学校＞

(時間：分)

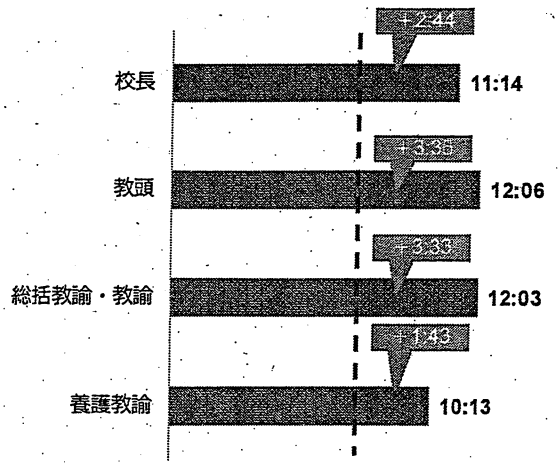

※　持ち帰り業務は含まない
※　超過分とは８時間30分(１日当たりの正規の勤務時間：７時間45分＋休憩時間：45分)を超過する時間数

・・・超過分

6．教員１人当たりの１日の平均学内勤務時間②(週休日・休日)

- いずれの校種、職種においても勤務があり、中学校の総括教諭・教諭については、４時間以上の勤務があった。

<小学校>

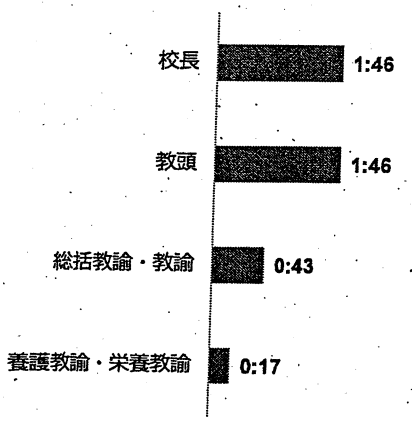

<中学校>

(時間：分)

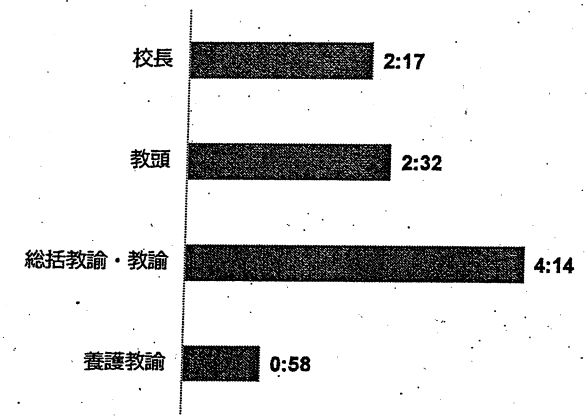

※　持ち帰り業務は含まない

7．年齢構成別の総括教諭・教諭１人当たりの１日の平均学内勤務時間①(勤務日)

- いずれの校種においても、30歳以下の時間数が最も多く、他の年代と比べて30分以上の差があった。

<小学校>

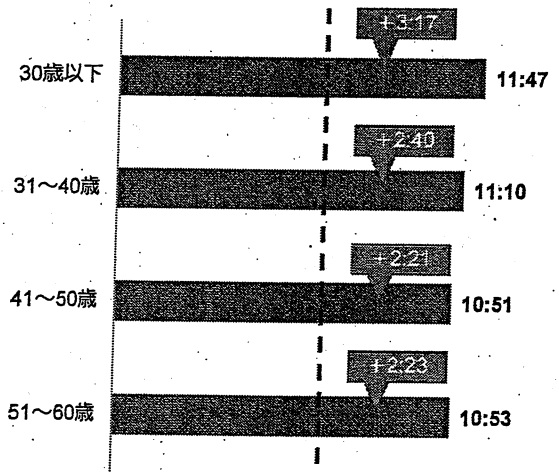

<中学校>

(時間：分)

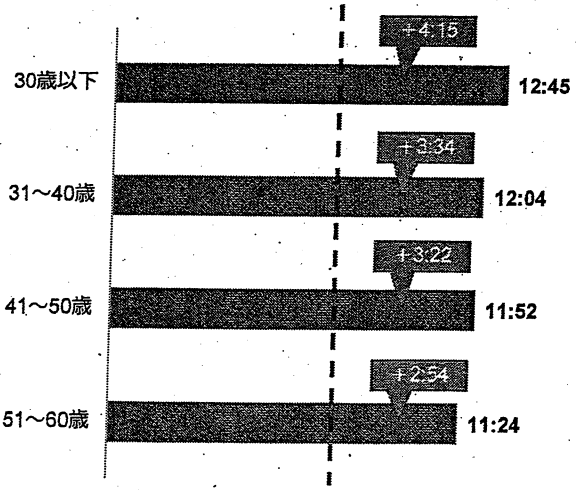

※　持ち帰り業務は含まない
※　超過分とは８時間30分(１日当たりの正規の勤務時間：７時間45分＋休憩時間：45分)を超過する時間数

7．年齢構成別の総括教諭・教諭１人当たりの１日の平均学内勤務時間②(週休日・休日)

- いずれの校種・年齢でも勤務が生じていた。特に中学校の30歳以下の時間数は最も多く、５時間17分となっていた。

（時間：分）

<小学校>

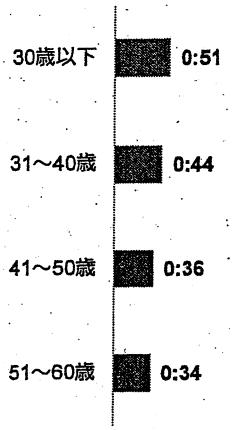

<中学校>

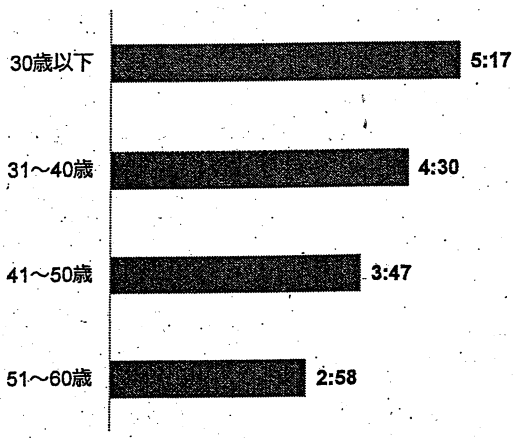

※　持ち帰り業務は含まない

8．教員１人当たりの１週間の平均学内総勤務時間

- いずれの校種、職種においても、超過分があった。特に、教頭及び中学校の総括教諭・教諭においては、超過分が20時間以上となっていた。

（時間：分）

<小学校>

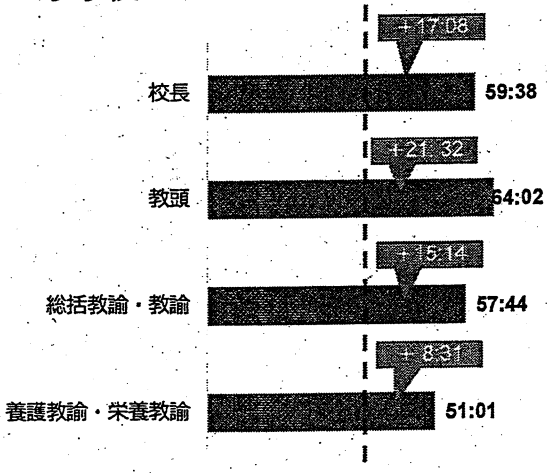

<中学校>

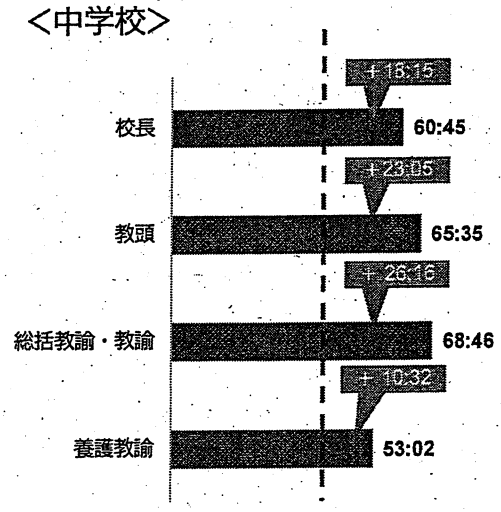

※　持ち帰り業務は含まない
※　超過分とは42時間30分(１週間当たりの正規の勤務時間：38時間45分(７時間45分×５日分)＋休憩時間：３時間45分(45分×５日分))を超過する時間数

9．１週間当たりの学内総勤務時間数の分布①(総括教諭・教諭)

- 小学校で50～55時間未満、中学校で60～65時間未満の者が占める割合が最も高い。
- 60時間以上の割合は小学校で35.7%、中学校で 72.7%であった。

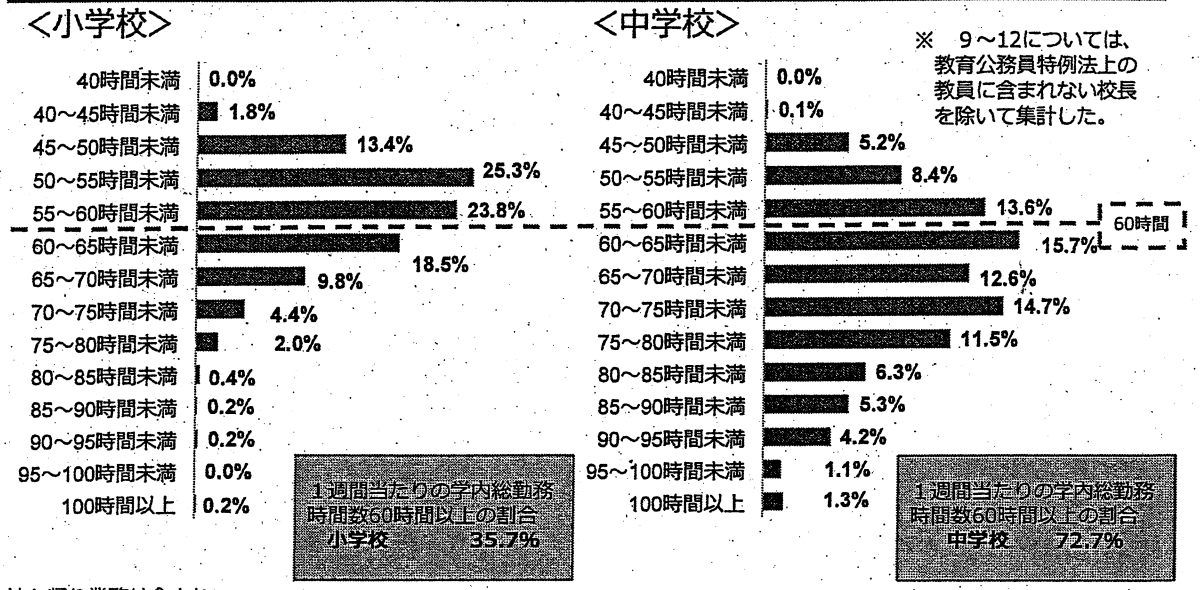

※ 9～12については、教育公務員特例法上の教員に含まれない校長を除いて集計した。

※ 持ち帰り業務は含まない
※ １週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分(７時間45分×５日分)、休憩時間は３時間45分(45分×５日)(計42時間30分)

9．１週間当たりの学内総勤務時間数の分布②(教頭)

- 小学校で55～60時間未満及び60～65時間未満、中学校で60～65時間未満の者が占める割合が最も高い。
- 60時間以上の割合は小学校で63.4%、中学校で 70.0%であった。

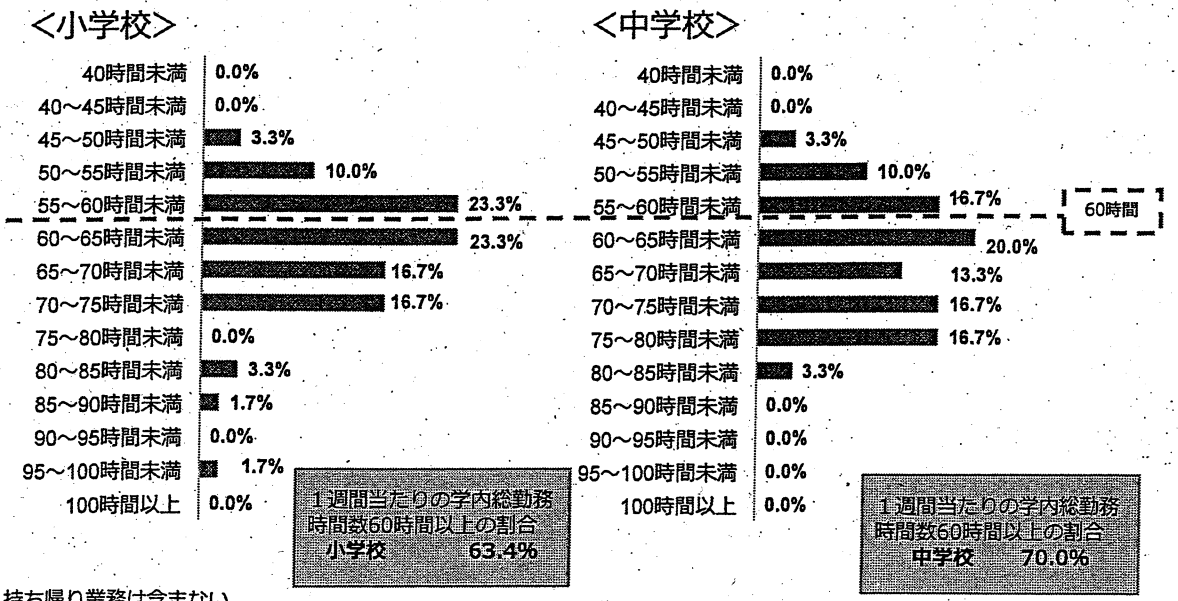

※ 持ち帰り業務は含まない
※ １週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分(７時間45分×５日分)、休憩時間は３時間45分(45分×５日)(計42時間30分)

10. 教員１人当たりの１日の平均持ち帰り業務時間①(総括教諭・教諭)

- 勤務日においては、小学校で22分、中学校で18分であり、週休日・休日においては、小学校で40分、中学校で41分であった。

＜総括教諭・教諭＞

（時間：分）

区　分	勤務日			週休日・休日		
	合計（持ち帰り含む）	学内勤務（再掲）	持ち帰り業務	合計（持ち帰り含む）	学内勤務（再掲）	持ち帰り業務
小学校	11:37	11:15	0:22	1:23	0:43	0:40
中学校	12:21	12:03	0:18	4:55	4:14	0:41

※　１日当たりの正規の勤務時間は7時間45分、休憩時間は45分(計８時間30分)

10. 教員１人当たりの１日の平均持ち帰り業務時間②(教頭)

- 勤務日においては、いずれの校種でも５分であり、週休日・休日においては、小学校15分、中学校で９分であった。

＜教頭＞

（時間：分）

区　分	勤務日			週休日・休日		
	合計（持ち帰り含む）	学内勤務（再掲）	持ち帰り業務	合計（持ち帰り含む）	学内勤務（再掲）	持ち帰り業務
小学校	12:10	12:05	0:05	2:01	1:46	0:15
中学校	12:11	12:06	0:05	2:41	2:32	0:09

※　１日当たりの正規の勤務時間は7時間45分、休憩時間は45分(計８時間30分)

11. 総括教諭・教諭１人当たりの１日の平均学内勤務時間・持ち帰り業務時間①(小学校)

- 学内勤務時間は、男女共に勤務日及び週休日・休日のいずれも30歳以下の時間数が多い。
- 持ち帰り業務時間は、男性では41～50歳の週休日・休日、女性では31～40歳の週休日・休日の時間数が多い。

＜小学校＞

（時間：分）

区　　分	勤務日			週休日・休日		
	合計（持ち帰り含む）	学内勤務	持ち帰り業務	合計（持ち帰り含む）	学内勤務	持ち帰り業務
男性・30歳以下	12:02	11:49	0:13	1:08	0:45	0:23
男性・31~40歳	11:47	11:21	0:26	1:20	0:41	0:39
男性・41~50歳	11:33	10:59	0:34	1:50	0:39	1:11
男性・51~60歳	11:09	10:40	0:29	1:13	0:36	0:37
男性・61歳以上	10:20	10:11	0:09	0:31	0:13	0:18
女性・30歳以下	12:04	11:46	0:18	1:31	0:55	0:36
女性・31~40歳	11:23	10:57	0:26	1:38	0:48	0:50
女性・41~50歳	11:16	10:47	0:29	1:23	0:34	0:49
女性・51~60歳	11:18	10:56	0:22	1:18	0:33	0:45
女性・61歳以上	11:07	10:50	0:17	0:56	0:33	0:23

※　１日当たりの正規の勤務時間は7時間45分、休憩時間は45分(計８時間30分)

11. 総括教諭・教諭１人当たりの１日の平均学内勤務時間・持ち帰り業務時間②(中学校)

- 学内勤務時間は、男女共に勤務日及び週休日・休日のいずれも30歳以下の時間数が多い。
- 持ち帰り業務時間は、男性では51～60歳の週休日・休日、女性では51～60歳の週休日・休日の時間数が多い。

＜中学校＞

（時間：分）

区　　分	勤務日			週休日・休日		
	合計（持ち帰り含む）	学内勤務	持ち帰り業務	合計（持ち帰り含む）	学内勤務	持ち帰り業務
男性・30歳以下	12:53	12:45	0:08	5:48	5:24	0:24
男性・31~40歳	12:33	12:14	0:19	5:33	5:00	0:33
男性・41~50歳	12:24	12:02	0:22	4:47	4:11	0:36
男性・51~60歳	11:31	11:14	0:17	4:28	3:41	0:47
男性・61歳以上	10:34	10:19	0:15	3:22	2:43	0:39
女性・30歳以下	12:58	12:45	0:13	5:20	5:01	0:19
女性・31~40歳	12:13	11:43	0:30	4:13	3:25	0:48
女性・41~50歳	12:17	11:42	0:35	4:29	3:23	1:06
女性・51~60歳	11:54	11:33	0:21	3:37	2:19	1:18
女性・61歳以上	12:14	11:39	0:35	4:19	3:18	1:01

※　１日当たりの正規の勤務時間は7時間45分、休憩時間は45分(計８時間30分)

12. 教員１人当たりの業務内容別の１日の平均学内勤務時間①(総括教諭・教諭)

- 勤務日では、いずれの校種においても児童・生徒の指導にかかわる業務が正規の勤務時間を超える９時間以上となっており、次いで学校の運営にかかわる業務が１時間20分程度となっていた。なお、中学校では、児童・生徒の指導にかかわる業務のうち、部活動が34分となっていた。
- 週休日・休日では、中学校においては、児童・生徒の指導にかかわる業務が３時間44分となっていたが、そのほとんどは部活動であった。

(時間：分)

区　分	勤務日		週休日・休日	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒の指導	9:07	9:55	0:20	3:44
(うち部活動)	(0:03)	(0:34)	(0:01)	(2:53)
学校の運営	1:17	1:21	0:02	0:08
外部対応	0:16	0:11	0:11	0:05
校外	0:19	0:16	0:00	0:01
その他	0:11	0:11	0:01	0:04

Kanagawa Prefectural Government

※　１日当たりの正規の勤務時間は7時間45分、休憩時間は45分(計８時間30分)

12. 教員１人当たりの業務内容別の１日の平均学内勤務時間②(総括教諭・教諭)

(時間：分)

区　分	勤務日		週休日・休日	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒の指導にかかわる業務	9:07	9:55	0:20	3:44
朝の業務	0:30	0:41	0:00	0:00
授業(主担当)	3:51	3:10	0:00	0:00
授業(補助)	0:20	0:27	0:00	0:00
授業準備	1:40	1:43	0:12	0:14
学習指導	0:19	0:10	0:00	0:00
成績処理	0:34	1:15	0:04	0:30
生徒指導(集団)	0:59	0:43	0:00	0:00
生徒指導(個別)	0:09	0:17	0:00	0:02
部活動	0:03	0:34	0:01	2:53
生徒会指導	0:03	0:07	0:00	0:01
学校行事	0:12	0:09	0:01	0:01
学年・学級経営	0:27	0:39	0:02	0:03
学校の運営にかかわる業務	1:17	1:21	0:02	0:08
学校経営	0:12	0:13	0:01	0:02
職員会議・学年会などの会議	0:28	0:26	0:00	0:00
個別の打合せ	0:05	0:06	0:00	0:00
事務(調査への回答)	0:05	0:07	0:00	0:01
会計処理	0:01	0:01	0:00	0:00
事務(その他)	0:13	0:19	0:01	0:05
校内研修	0:13	0:09	0:00	0:00
外部対応	0:16	0:11	0:11	0:05
保護者・ＰＴＡ対応	0:15	0:09	0:08	0:02
地域対応	0:00	0:00	0:03	0:03
行政・関係機関対応	0:01	0:02	0:00	0:00
校外	0:19	0:16	0:00	0:01
校務としての研修	0:15	0:08	0:00	0:00
会議・打合せ(校外)	0:04	0:08	0:00	0:01
その他	0:11	0:11	0:01	0:04
その他の校務	0:11	0:11	0:01	0:04

12. 教員１人当たりの業務内容別の１日の平均学内勤務時間③(教頭)

- 勤務日では、いずれの校種においても学校の運営にかかわる業務が８時間程度となっていた。
- 週休日・休日では、いずれの校種においても、外部対応にかかわる業務が50分以上となっており、次いで学校の運営にかかわる業務が、小学校では38分、中学校では49分となっていた。

(時間：分)

区　分	勤務日		週休日・休日	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒の指導	1:44	1:07	0:02	0:19
学校の運営	7:50	8:20	0:38	0:49
外部対応	1:12	1:02	0:58	0:51
校外	0:38	0:41	0:03	0:08
その他	0:35	0:35	0:01	0:16

※　１日当たりの正規の勤務時間は7時間45分、休憩時間は45分(計８時間30分)

12. 教員１人当たりの業務内容別の１日の平均学内勤務時間④(教頭)

(時間：分)

区　分	勤務日		週休日・休日	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童・生徒の指導にかかわる業務	1:44	1:07	0:02	0:19
朝の業務	0:23	0:29	0:00	0:00
授業(主担当)	0:11	0:07	0:00	0:00
授業(補助)	0:13	0:02	0:00	0:00
授業準備	0:04	0:05	0:00	0:00
学習指導	0:02	0:01	0:00	0:00
成績処理	0:01	0:06	0:01	0:00
生徒指導(集団)	0:21	0:06	0:00	0:00
生徒指導(個別)	0:18	0:06	0:00	0:00
部活動	0:00	0:00	0:01	0:16
生徒会指導	0:00	0:00	0:00	0:00
学校行事	0:11	0:05	0:00	0:03
学年・学級経営	0:00	0:00	0:00	0:00
学校の運営にかかわる業務	7:50	8:20	0:38	0:49
学校経営	2:24	2:49	0:10	0:18
職員会議・学年会などの会議	0:20	0:23	0:00	0:00
個別の打合せ	0:35	0:39	0:00	0:02
事務(調査への回答)	0:58	0:50	0:05	0:05
会計処理	0:10	0:11	0:02	0:00
事務(その他)	3:02	3:04	0:21	0:24
校内研修	0:21	0:24	0:00	0:00
外部対応	1:12	1:02	0:58	0:51
保護者・ＰＴＡ対応	0:32	0:34	0:25	0:11
地域対応	0:14	0:06	0:23	0:38
行政・関係機関対応	0:26	0:22	0:10	0:02
校外	0:38	0:41	0:03	0:08
校務としての研修	0:20	0:15	0:00	0:08
会議・打合せ(校外)	0:18	0:26	0:03	0:00
その他	0:35	0:35	0:01	0:16
その他の校務	0:35	0:35	0:01	0:16

13. 教員１人当たりの１日の平均休憩時間数

・ いずれの校種、職種においても、休憩時間が45分未満となっていた。特に、総括教諭・教諭では５分となっていた。

（時間：分）

勤務日	小学校		中学校	
	調査結果	不足分	調査結果	不足分
校長	0:13	▲0:32	0:14	▲0:31
教頭	0:08	▲0:37	0:12	▲0:33
総括教諭・教諭	0:05	▲0:40	0:05	▲0:40
養護教諭・栄養教諭	0:09	▲0:36	0:11	▲0:34

（参考）調査方法

＜調査票＞

・ エクセルファイルにより作成

・ 対象職員は、パソコンから入力し、回答

・ １日につき１票を回答し、調査期間中に対象職員１人につき７票を回答

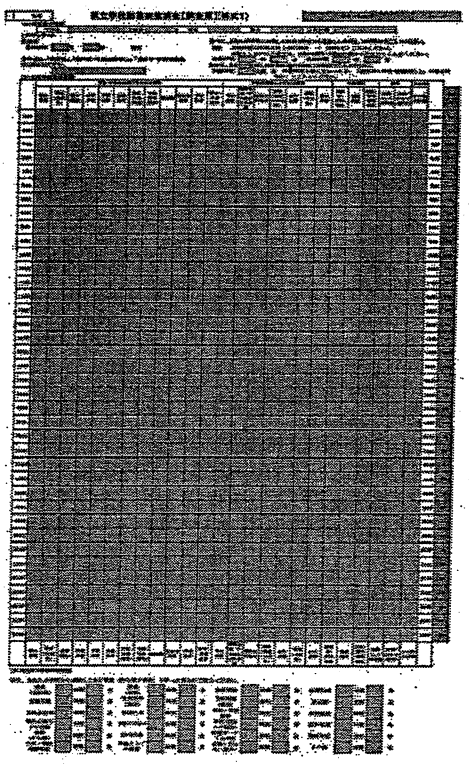

※ 図は県立学校実態調査の調査票
(市町村立学校実態調査の様式もほぼ同様)

資料 3

新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

第１章　学校における働き方改革の目的

○ これまでの**我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効**であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた**我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なもの**とするには、**学校における働き方改革が急務**。

○ ‘子供のためであればどんな**長時間勤務**も良しとする’という働き方の中で、**教師が疲弊**していくのであれば、それは**‘子供のため’にはならない**。
学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの**働き方を見直し**、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、**自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うこと**ができるようになること。

○ **志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならない**ものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。

○ 学校における働き方改革を進めるに当たっては、**地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化**により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第２章　学校における働き方改革の実現に向けた方向性

○ 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、**①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加**。

○ 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、**学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能**を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。
※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の
一体的な推進が必要

第３章　勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

○ 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン

・ 勤務時間管理は、労働法制上、**校長や服務監督権者である教育委員会**等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正により**その責務が改めて法令上明確化**。

・ 学校現場においては、まず**勤務時間管理の徹底が必要**。その際、ICTやタイムカードなどにより**客観的に把握する**こと。

・ 文部科学省の作成した**上限ガイドライン**（月45時間、年360時間等）**の実効性を高める**ことが重要であり、文部科学省は、その**根拠を法令上規定する**などの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

○ 労働安全衛生管理の必要性

- 労働安全衛生法に**義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備**が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に**準じた体制の充実に努める**べき。
- 特に、**ストレスチェック**は、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、**市町村ごとに実施状況を公表**すべき。
- 産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、**教育委員会として産業医を選任**して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、**研修の充実を図る**べき。
- 管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである**時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力**や働き方改革への取組状況を**適正に評価**することが重要。
- 管理職以外の教職員も含め、**働き方改革の観点を踏まえて人事評価**を実施すべき。
- **学校評価**や**教育委員会の自己点検・評価**も活用すべき。

第４章　学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

○ これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。

○ 業務の明確化・適正化は、**社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化**するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動（部活動指導員等）	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
・**学校における働き方改革の趣旨**等をわかりやすくまとめた明確で力強い**メッセージの発出** ・関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、**社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って**果たすことを徹底 ・業務改善状況調査を見直し、**在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表** ・今後学校へ新たな業務を付加するような制度改正等の際には**スクラップ・アンド・ビルドの原則**を徹底 ・業務の役割分担・適正化を実施するための**条件整備** 等	・**業務改善方針の策定及びフォローアップ**、**ICTの活用推進**等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、**他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルド**による負担軽減 ・**学校が保護者や地域住民と**教育目標を共有し、理解・協力を得ながら**学校運営を行える体制**の構築 等	・教職員間で**削減する業務を洗い出す**機会を設定 ・**校長は**校内の分担を見直すとともに、**自らの権限と責任で**学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき**業務を大胆に削減** （例）夏休み期間の**プール指導**、勝利至上主義の**早朝練習の指導**、内発的な研究意欲がない**形式的な研究指定校**としての業務、運動会等の**過剰な準備** 等

○ 代表的な業務については、**過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められない**ことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じても異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、**複数の計画を一つにまとめて体系的に作成**するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、**総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけ**られるようにすることや、学習評価において、**指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直し**を行うことが必要。

第５章　学校の組織運営体制の在り方

○ 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。

・校長や副校長・教頭に加え、**主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮**できる組織運営。

・**ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導**できるような環境整備。

・事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、**学校事務の適正化と事務処理の効率化**。

第６章　教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革

○ 給特法の今後の在り方

・給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、**超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象**とし、その縮減を図ることが必要。

・教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える**教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要**。

・給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく**、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、**必ずしも教師の処遇改善にはつながらない**、との懸念。

・教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤４項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。

・したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出す**ことが求められる。

・なお、**教職調整額が「４％」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

・かつて行われていた**「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保**は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つ**として検討。

・教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。

・**導入の前提**として、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

○ 中長期的な検討

・労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について**給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて**中長期的に検討**。

第７章　学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
- 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
- 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
- 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
- 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
- スクールロイヤーの活用促進　　等

○勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

○以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
- 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
- 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
- 業務改善方針等の策定や学校宛ての調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
- 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
- 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分

○これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
- 業務削減時間を示した好事例展開
- 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
- 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする　　等

○ 今後さらに検討を要する事項

・**小学校の教科担任制**の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む**教育課程の在り方の見直し**

・免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど**養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し**

・新時代の学びにおける**先端技術の効果的な活用**　　・教育的観点からの**小規模校の在り方の検討**

・**人事委員会等の効果的な活用**方法の検討　　等

第８章　学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

○ 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、**学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表する**ことで、各地域の取組を促すべき。

○ また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、**３年後を目途に勤務実態の調査を行う**べき。

今回の学校における働き方改革は，我々の社会が，**子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか，心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか，その選択が問われている。**

資料 4

1　子どもたちの言語能力の向上について（新学習指導要領より）

学習の基盤となる資質・能力（学習指導要領解説　総則編　第１章第２の２の(1)）

言語能力　　情報活用能力　　問題発見・解決能力

言語能力

言葉は，児童の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり，全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明，様々な資料等から新たな知識を得たり，事象を観察して必要な情報を取り出したり，自分の考えをまとめたり，他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり，学級で目的を共有して協働したりすることができるのも，言葉の役割に負うところが大きい。したがって，言語能力の向上は，児童の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め，重視していくことが求められる。

○　言語は児童の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり，言語能力は全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの

○　児童の言語活動は，児童を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので，学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切

○　言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要として各教科等において言語活動の充実を図ること

○　言語活動は，言語能力を育成するとともに，各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動

○　**読書は，多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ，これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして，新たな考え方に出合うことを可能にするものであり，言語能力を向上させる重要な活動の一つ。**

学校図書館，地域の公共施設の利活用（第１章第３の１の(7)）

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに，児童の自主的，自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また，地域の図書館や博物館，美術館，劇場，音楽堂等の施設の活用を積極的に図り，資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

学校図書館は，学校教育において欠くことのできない基礎的な設備

①「読書センター」としての機能

児童の想像力を培い，学習に対する興味・関心等を呼び起こし，豊かな心や人間性，教養，創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場

②「学習センター」としての機能
児童の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり，授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする
③「情報センター」としての機能
児童や教職員の情報ニーズに対応したり，児童の情報の収集・選択・活用能力を育成

○　これからの学校図書館には，読書活動の推進のために利活用されることに加え，調べ学習や新聞を活用した学習など，各教科等の様々な授業で活用されることにより，学校における言語活動や探究活動の場となり，主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されている。

○　学校図書館の利活用を進めるに当たって，学校図書館における図書館資料の充実と，学校図書館の運営等に当たる司書教諭及び学校司書の配置の充実やその資質能力の向上の双方を図ることが大切である。

○　図書館資料については，図書資料のほか，雑誌，新聞，視聴覚資料，電子資料等の図書以外の資料が含まれており，これらの資料について，発達障害を含む障害のある児童の年齢や能力等に配慮することも含め，児童の発達の段階等を踏まえ，教育課程の展開に寄与するとともに，児童の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが大切である。

2　学校図書館に関する背景

平成２７年４月　学校図書館法の改正→学校司書の配置が努力義務とされる。
平成２９年７月「新学習指導要領解説（総則編）」
平成２９年度～平成３３年度「学校図書館図書整備等５か年計画」

① 学校図書館図書の整備→学校図書館図書標準の達成、適切な廃棄と更新
② 学校図書館への新聞配備
③ 学校司書の配置→小中学校１．５校に１名程度配置。（１週あたり３０時間）

3　伊勢原市の現状と課題

■　**学校図書館への新聞配備**

現在、各小中学校に１紙配備

■　**学校図書館蔵書冊数**

学校図書館図書標準達成率　小学校　９５．２％　　中学校　８７．３％（H31.3）

廃棄を減らし、図書標準達成に向けて新しい図書を配備してきたため、適切な更新ができていない。また、データベース化されていないため、どのような図書が不足しているか、などがわかりにくく、図書の購入にあたっての選書にも課題がある。

■　**学校司書の配置**

学校図書館整備員を年間各小中学校に１５日間（１日５時間の勤務）配置。
図書の修繕、整備が主な仕事内容となっている。

■ 学校図書館資料の活用

◇ 図書資料の活用について

	小学校	中学校
図書館資料を活用した授業を計画的に行ったか。		
週１回以上	1	0
月に数回程度	1	0
学期に数回程度	2	0
年に数回程度	6	4

（H29全国学力・学習状況調査　学校質問紙）

◇ 学校図書館の利用状況等について

質問内容	小学校					
	伊勢原市		神奈川県		全国	
	H２９	H３０	H２９	H３０	H２９	H３０
普段の読書10分以上　A+B	６１．３％	６０．８％	６１．９％	６５．２％	６３．３％	６６．２％
普段の読書時間　A（1時間以上）	１８．１％	１９．８％	１７．４％	２０．１％	１６．８％	１９．３％
普段の読書時間　B（10分以上1時間未満）	４３．２％	４１．０％	４４．５％	４５．１％	４６．５％	４６．９％
図書館（学校・地域）に通う回数（週1～3回以上）	６．２％		９．９％		１５．６％	
図書館（月に1～3回）	１７．７％		１９．５％		２３．０％	
読書は好きか	６７．４％		７２．５％		７４．３％	

質問内容	中学校					
	伊勢原市		神奈川県		全国	
	H２９	H３０	H２９	H３０	H29	H30
普段の読書10分以上A+B	５０．５％	５１．５％	４６．４％	４６．４％	５１．４％	５３．５％
普段の読書時間　A（1時間以上）	１５．１％	１４．６％	１３．９％	１３．８％	１４．０％	１４．８％
普段の読書時間　B（10分以上1時間未満）	３５．４％	３６．９％	３２．５％	３２．６％	３７．４％	３８．７％
図書館（学校・地域）に通う回数（週1～3回以上）	４．６％		７．０％		８．１％	
図書館（月に1～3回）	５．９％		８．１％		１１．３％	
読書は好きか	６７．４％		６４．９％		６９．９％	

（H30全国学力・学習状況調査　児童質問紙）

検討の背景

○ これからの学校図書館の役割を踏まえ、学校図書館の運営に係る基本的な視点を整理する必要
○ 学校図書館法の一部改正法（平成26年6月）の附則において、学校司書としての資格・養成の在り方等について検討を行う旨の規定

1. 基本的な考え方

○ これからの学校図書館は、読書活動における利活用に加え、授業における様々な学習における利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割が重要
○ 学校図書館に期待されている役割を果たすために、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要

2. 現状における課題

○ 小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、主権者教育の推進など新たなニーズに応えられる図書館資料の整備が課題
○ 社会の変化や学問の進展により誤った情報を記載している図書がそのまま置かれていたりする状況も一部にあり、図書館資料の適切な廃棄・更新を行うことが課題
○ 学校司書が保有する資格や知識・技能等の状況は様々であり、その養成等の在り方が課題

3. 具体的な方策

① 学校図書館ガイドラインの作成

○ 学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を作成

(1)学校図書館の目的・機能	（読書センター・学習センター・情報センターとしての機能）
(2)学校図書館の運営	（校長は学校図書館長としてリーダーシップを発揮、可能な限り開館）
(3)学校図書館の利活用	（児童生徒の読書活動や学習活動を充実）
(4)学校図書館に携わる教職員等	（司書教諭と学校司書の連携・協力）
(5)学校図書館における図書館資料	（新たなニーズへの対応、調和のとれた蔵書構成、適切な廃棄・更新）
(6)学校図書館の施設	（調べ学習等での利活用ができるよう施設を整備・改善）
(7)学校図書館の評価	（外部の視点を取り入れ、評価結果等を公表）

② 学校司書のモデルカリキュラムの作成

○ 学校司書の養成は現行の司書や司書教諭の養成と同様に大学及び短期大学において担うことが適切
○ 学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成

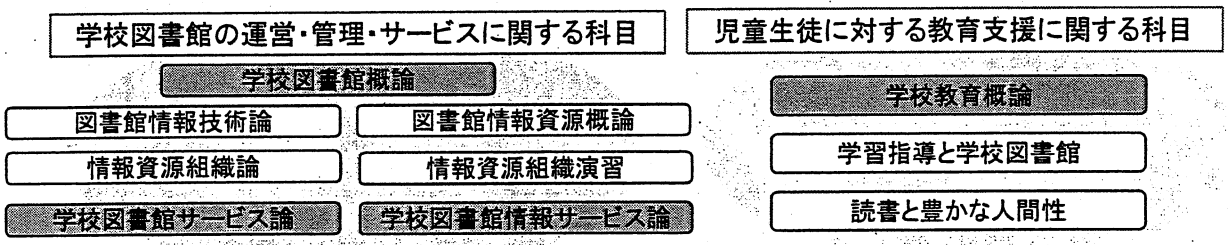

※ 網掛けの科目は学校司書の独自の科目、一部の科目は読み替えが可能

③ 今後求められる取組

○ 国 → 学校図書館ガイドライン及び学校司書のモデルカリキュラムの周知や普及
○ 教育委員会等 → 学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の充実に向けた施策の推進

新しい
「学校図書館図書整備等5か年計画」が、
平成29年度からスタートします！

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

詳しくはうらへ！▶▶▶

学校図書館の果たす役割

- 学校図書館は、次のような機能を有しています。
  - ・児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」
  - ・児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」
  - ・児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されています。
- 学校図書館がこれらの機能を一層発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要です。

こういったことを踏まえ、新たに平成29年度からの5年間を期間とする「**学校図書館図書整備等５か年計画**」を策定しました。

読書活動と学力

読書が好きな児童生徒の方が、全国学力・学習状況調査における正答率が高い傾向があります。

※小学校の国語、算数、中学校の国語、数学の結果においてすべて同じ傾向

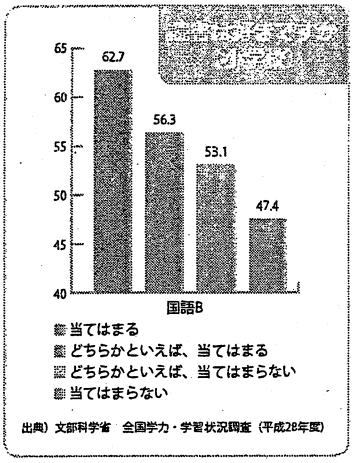

出典）文部科学省　全国学力・学習状況調査（平成28年度）

学校図書館図書整備等5か年計画

計画の策定に伴う地方財政措置

1 学校図書館図書の整備

各学校における**学校図書館図書標準※の達成を目指す**のに加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境の整備の観点から、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

※文部科学省の定める、学校規模（学級数）に応じた蔵書の整備目標

単年度約220億円（総額約1,100億円）

2 学校図書館への新聞配備

児童生徒が**現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけることの重要性**に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への**新聞の複数紙配備**を図ります。

※小学校等１紙、中学校等２紙、高等学校等４紙を目安として想定

単年度約30億円（総額約150億円）

3 学校司書の配置

学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度約220億円（総額約1,100億円）

- 地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されているものです。
- したがって、各市町村等において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- 各市町村等におかれては、学校図書館の現状把握と、それに基づく適切な予算措置をお願いします。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

趣　旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき，おおむね５年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の貸出冊数の増加>

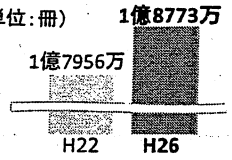

<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

○ 小中学生の不読率※は，中長期的には改善傾向にあるが，高校生の不読率は依然として高い

○ いずれの世代においても第三次計画で目標とした進度での改善は図られていない

※不読率：１か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>

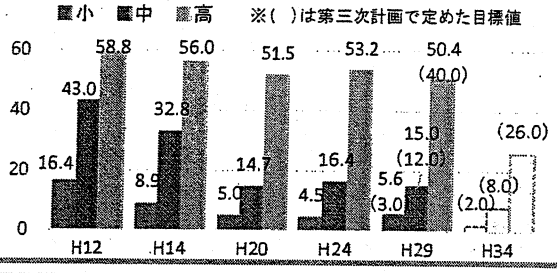

取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)
専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂
(平成29,30年公示)
総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展
スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分　析

① 中学生までの読書習慣の形成が不十分

② 高校生になり読書の関心度合いの低下

③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

① 読書習慣の形成に向けて，発達段階ごとの効果的な取組を推進

- 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい，興味を示すようになる　等
- 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書　等
- 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書　等
- 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書　等

② 友人同士で本を薦め合うなど，読書への関心を高める取組を充実

読書会，図書委員，「子ども司書」，ブックトーク，書評合戦(ビブリオバトル)等の活動

③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

スマートフォンの利用と読書の関係　等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため，国・都道府県・市町村は，学校・図書館・民間団体・民間企業等，様々な機関と連携し，各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率
◆第三次基本計画で定めた目標
市：100%　町村：70%
◆平成28年度実績
市：88.6%　町村：63.6%
※H29末目標
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市 町 村：計画未策定→策定，策定済→見直し，地域での幅広い関係者との連携　等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)，市町村への蔵書貸出，計画未策定市町村への助言　等

国　：情報環境と読書の関連調査・分析，地方公共団体への財政措置，国民の関心と理解の増進(子ども読書の日，優良事例の表彰等)　等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策

ポイント： ①発達段階に応じた取組により，読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ，読書への関心を高める

家庭

◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進

◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
・子供を中心に家族で同じ本を読み，絆（きずな）の一層の深まりを目指す家読（うちどく） 等

学校等

【幼稚園・保育所等】
◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき，絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校，中学校，高等学校等】
◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
・児童生徒の主体的，意欲的な読書活動の充実（学校図書館の計画的な利活用）
・障害のある子供の読書活動の促進

◆読書習慣の形成，読書の機会の確保
→ 全校一斉の読書活動，卒業までの読書目標の設定，子供による図書紹介 等

◆学校図書館の整備・充実
・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
・学校図書館図書標準の達成
・情報化の推進
・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

◆図書館未設置市町村における設置
設置率（H27）：市98.4%，町61.5%，村26.2%

◆図書館資料，施設等の整備・充実
→ 移動図書館の活用，情報化の推進，児童室等の整備，障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
・読み聞かせ会等の企画・実施
・インターネット等を活用した情報提供

◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

◆学校図書館やボランティア等との連携・協力
・学校図書館や地域の関係機関との連携
・ボランティア活動の促進
・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

◆友人同士で本を薦め合うなど，読書への関心を高める取組
→ 読書会，図書委員，「子ども司書」，ブックトーク，書評合戦（ビブリオバトル） 等

民間団体の活動への支援

◆民間団体やボランティアの取組の周知

◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

◆「子ども読書の日」（4月23日）

◆「文字・活字文化の日」（10月27日）

◆優れた取組の奨励（地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等）